

(仮称) 由利本荘岩城風力発電事業環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、これらについて必要に応じて見直しを行うなど、適切に対応すること。
- (2) 本事業の調査、予測及び評価に当たっては、専門家等の助言や最新の知見・事例等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
なお、意見聴取は環境要素ごとに複数の専門家に対して行うなど、環境影響評価の客觀性及び妥當性の確保に努めること。
- (3) 設置する風力発電機の機種や配置のほか、工事の規模や方法等が確定していないことから、準備書においては事業計画を明確にし、具体的な環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を詳細に記載すること。
また、これらについて、地域住民や地元自治体等（以下「地域住民等」という。）に広く周知するとともに丁寧な説明を行い、理解を得るよう努め、述べられた意見を可能な限り事業に反映すること。
- (4) 対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）周辺には既設及び計画中の風力発電所があることから、これら他事業者と各事業の諸元等の情報共有に努め、累積的な影響が懸念される項目について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 県内的一部地域では風力発電所の設置が原因と考えられる電波障害が発生した事例があることから、本事業の実施に当たっては環境影響評価項目としての選定の有無によらず、地域住民の生活環境に十分配慮するとともに、影響が生じた場合は、関係法令等に従って適切に対応すること。

2 個別の事項

(1) 騒音、超低周波音及び風車の影

実施区域周辺には、住居や老人福祉施設等の配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が多数存在することから、施設の稼働に伴う騒音、超低周波音及び風車の影について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 動物

実施区域は、ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の移動経路となっている可能性があることから、本事業の実施によるこれら鳥類の移動経路の遮断・阻害やバードストライクの発生が懸念される。

このため、専門家等の助言を踏まえ、ラインセンサス法のルートの追加や渡り鳥に関する調査時期の妥当性等を検討した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 植物

実施区域及びその周辺は、植生自然度の高い植生や特定植物群落が存在する可能性があることから、調査の時期や回数を適切に設定するなどし、本事業の実施による植物への影響について、適切に予測及び評価を行うこと。

(4) 生態系

実施区域及びその周辺は、松林や落葉広葉樹が生育し、カモ類やタヌキ等の身近で多様な鳥獣が多数生息していることから、鳥獣の生息のため重要な区域である道川鳥獣保護区として指定されており、その多くが実施区域と重なっている。

このため、本事業の実施による生態系への影響について、専門家等の助言を踏まえ、野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を実施した上で、適切に予測及び評価を行うこと。

(5) 景観

実施区域周辺には多数の住居等が存在することから、景観への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、風力発電機の配置等の検討結果に反映させること。

また、当該検討に当たっては、地域住民等に検討の経緯及び結果について丁寧な説明を行い、述べられた意見を十分に勘案すること。